

令和 年度美里町文化交流センターの管理運営に関する年度協定書（案）

美里町（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に締結した「美里町文化交流センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第39条に基づき、令和 年度における美里町文化交流センター（以下「文化交流センター」という。）の管理業務の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和 年度における文化交流センターの管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（事業計画）

第3条 令和 年度における管理業務の内容は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は事業計画に沿って管理業務を行わなければならない。

2 乙は、提出した事業計画書、人員配置計画または収支計画の内容を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（管理料）

第4条 基本協定第7条に基づき甲が乙に支払う令和 年度の管理料は、年額 _____円（うち消費税及び地方消費税額含む）とし、上半期（4月）下半期（10月）に分割して、乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算した額とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に関して、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

所在地 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地
名 称 美里町
代表者 美里町長 上田 泰弘 ㊟

乙

所在地
名 称
代表者 ㊟